

# くしろ 男女いきいき参画通信

ともに創りあげる社会をめざして

Vol. 70

発行日：令和7年3月11日



〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地  
釧路市総合政策部市民協働推進課

～仕事と家庭の両立のために～

## 改正 育児・介護休業法が施行されます

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）は、育児や介護をしながら働く労働者の継続的な就業を支援することを目的に作られた法律で、2024年に法改正が行われ、2025年4月から段階的に分けて施行されることとなっています。

今回の法改正のうち、育児に関わる内容を紹介します。

### （１）「子の看護休暇」見直し

|                                | これまで                                       | これから                                                                 |
|--------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 対象となる子の範囲                      | 小学校就学の始期に達するまで                             | 小学校3年生修了まで <b>拡大</b>                                                 |
| 取得事由                           | ①病気・けが<br>②予防接種・健康診断                       | ①病気・けが、②予防接種・健康診断<br>③感染症に伴う学級閉鎖等 <b>追加</b><br>④入園（入学）・卒園式 <b>追加</b> |
| 労使協定による<br>継続雇用期間6か月<br>未満除外規定 | 除外できる労働者<br>①週の所定労働日数が2日以下<br>②継続雇用期間6か月未満 | 除外できる労働者<br>①週の所定労働日数が2日以下<br>※② <b>撤廃</b>                           |
| 名称                             | 子の看護休暇                                     | 子の看護等休暇 <b>変更</b>                                                    |

### （２）残業免除の対象 **拡大**

3歳未満の子を養育する労働者 ➡ 小学校就学前の子を養育する労働者

### （３）時短勤務の代替措置 **追加**

短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で講ずることになっている代替措置にテレワークを追加

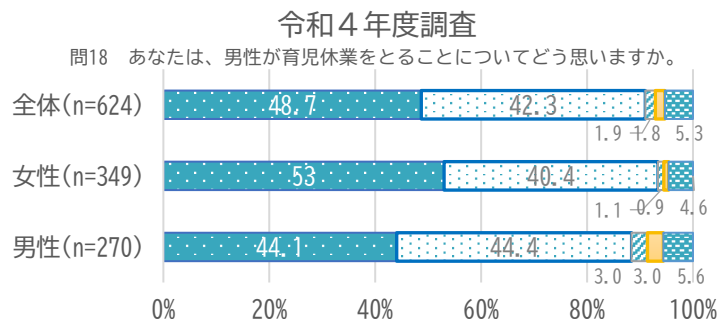
### （４）育児のためのテレワーク導入 **努力義務化**

事業主は、3歳未満の子を育てる労働者がテレワークを選択できるよう措置を講じる努力をする必要あり

### （５）育児休業取得状況の公表義務 **拡大**

公表義務の対象 従業員数1,000人超の企業 ➡ 従業員数300人超の企業

市が令和4年度に実施した男女平等に関する市民意識・実態調査では、「男性が育児休業や介護休業をとること」については「家族として当然である」の回答割合が最も高くなっています。前回（平成24年度）の調査では「他に子育てをする者がいない場合はとることもやむを得ない」の割合が最も高かったことから、男女ともに、男性の育児・介護休業に対する意識が変化してきていることがわかります。



■ 家族として当然である

■ 他に子育てをする者がいない場合はとることもやむを得ない  
■ 子育ては女性が適していると思うので、男性がとる必要はない  
■ 男性がとるのは、体裁が悪い

■ 無回答



「くしろ男女平等参画プラン」では、基本目標Ⅱ「男女が共に働くための環境づくり」で「男女の仕事と家庭の両立」を基本方向として定めています。

男女を問わず、働きたい人すべてが仕事と子育て・介護などと、どちらか一つということなく、いきいきと働き続けることができるよう、改正された育児・介護休業法をはじめとした各種制度の積極的な活用と、誰もが制度を活用しやすい職場環境づくりを進めていくことが必要となっています。

## 男女平等参画セミナーを開催しました

### 「これからも、強く・魅力的な企業／組織／地域であるために －時代の変遷と働き方を考える－」

釧路市では、官民ともに同じ意識で男女平等参画社会の推進に取り組むことを目的として、民間企業、官公庁及び市職員の管理職を対象とした「釧路市男女平等参画セミナー」を毎年開催しています。

今年度は令和6年11月22日に市役所防災庁舎で開催し、講師としてワーク・ライフバランス北海道 代表の大湊亮輔氏を迎え、25名の方に参加いただきました。

参加者はグループワークで日常業務の中にある「なぜ」や「そもそも」という疑問について意見交換を行いながら、男女ともに働きやすい職場づくりへの理解を深めていきました。

講師からは「単に過去を踏襲するのではなく小さな成功体験を積み重ねて変革の雰囲気を作っていくかが何よりも重要であり、また、今どのような人たちでチームが組成されていて、何をやりくりしながら成功体験を積んでいけばいいのかを適切に把握することが必要である」と説明がありました。

▶参加事業所等（順不同、敬称略）

株式会社北洋銀行釧路中央支店、釧路信用組合、株式会社郡土木コンサルタント、釧路高等技術専門学校、株式会社ホッカイ、釧路信用金庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道職業能力開発促進センター釧路訓練センター、株式会社三ッ輪商会、トヨタモビリティ株式会社、三ッ輪運輸株式会社、三ッ輪建設工業株式会社、釧路ガス株式会社、北海道教育庁釧路教育局、釧路市役所

ご参加いただいた皆さま、お疲れさまでした。



## 令和6年度「くしろ男女いきいき参画表彰式」を開催しました

くしろ男女いきいき参画表彰は、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的として、女性活躍の促進や子育てしやすい環境の充実、女性のチカラを活かした地域の活性化など、男女平等参画社会の推進に関わる活動に取り組む個人・企業・団体・グループおよび、それらの活動を支援している企業・団体・グループを顕彰するもので、今年度で9回目を迎えました。

令和6年度は11月8日に防災庁舎で表彰式を開催しました。今年の栄えある受賞者をご紹介します。

### 【いちりんネットワーク】様

「美原一輪車クラブ」出身や在籍中の子どもたちの父母たちによって構成され、一輪車を通して頑張る子どもたちの支援を目的に体幹教室を運営して参加者相互の交流を深めるとともに、「みはら・かがやき食堂」の運営に参加している団体です。

「みはら・かがやき食堂」は活動8年目を迎え、地域住民の交流の場を創出するとともに、子どもたちが小さい頃からスタッフとして関わることで、地域コミュニティの中で様々な年代の人と交流することによって人間的に成長するとともに、率先して調理や配膳・ホールなどの役割を担う、欠かせない存在として活躍しています。

今後は、これまで構築したネットワークを生かし、さらに飛躍した活動が期待されています。



### 【平野 直美】様

カウンセラーという職業が広く知られていなかった2012年から今日まで、釧路市を中心にカウンセラーとして活動し、孤立・孤独化が進む社会の中で、心に悩みを抱える多くの人に寄り添う活動を続けています。

パートナーのアルコール依存症やDV等で疲弊する女性とその子どものケア、産後うつや介護の悩み、発達障害や不登校の子どもを持つ、主に母親の心のケアに力を入れ、子育てしやすい環境づくりに寄与するとともに、大切な人を自死で亡くした人やパニック障害・不安障害を持つ人のための自助グループを立ち上げ、悩みがある人が安心して悩みを共有し、想いを語れる居場所づくりの活動を行い、カウンセラーとしての中心的な役割を担っています。

今後は、2024年に新たに立ち上げた「ほっかいどう不登校サポート研究所」の活動を行うことにより、子育てしやすい環境づくりに対するより一層の積極的な取組が期待されています。



【連絡先】 釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504 FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

